

別紙第 2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例(昭和 27 年茨城県条例第 9 号)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年茨城県条例第 6 号)、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 13 年茨城県条例第 9 号)及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和 46 年茨城県条例第 55 号)を次のとおり改正するよう勧告する。

I 令和 7 年 4 月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

- (ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額
の限度を国に準じて改定すること。
- (イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、
医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員の職にあるもの
に対する支給月額の限度を 52,100 円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和 7 年 12 月期の支給割合

a b 及び c 以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分(定年前再任用短時間勤務職員
にあっては、0.725 月分)とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分
(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525 月分)とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分(定年前再任用短時間勤務職員
にあっては、0.625 月分)とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分
(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625 月分)とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

期末手当の支給割合を 0.6875 月分とし、勤勉手当の支給割合を
1.0875 月分とすること。

(イ) 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

a b 及び c 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ

1. 2625 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.7125 月分)とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.5125 月分)とすること。

b 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6125 月分)とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6125 月分)とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.675 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア 令和 7 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 0.975 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.9 月分とすること。

イ 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.9625 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.8875 月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和 7 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.775 月分とすること。

イ 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.75 月分とすること。

Ⅱ 給与制度改正のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 行政職給料表

I の 1 の (1) による改定後の給料表を別記第 4 のとおり改定すること。
新給料表への切替えは、別記第 5 の切替要領によること。

(2) 教育職給料表

ア 教育職給料表（二）

備考第 2 項を、次のとおり改定すること。

- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 11,500 円を、同じく 4 級である職員の給料月額は、3,800 円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表（三）

備考第 2 項を、次のとおり改定すること。

- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 11,500 円を、同じく 4 級である職員の給料月額は、4,000 円をそれぞれ加算した額とする。

(3) 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるものの昇給は、職員の給与に関する条例第 6 条第 5 項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(4) 特地勤務手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

(5) 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 4,700 円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は 7,700 円、人事委員会規則で定める病院の医師又は歯科医師の宿日直勤務は 22,500 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 7,050 円、11,550 円、33,750 円）とすること。ただし、その勤務時間が 5 時間未満の場合は、勤務 1 回に係る支給額の限度を、それぞれ 2,350 円、3,850 円、11,250 円とすること。

2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正

教職調整額を給料月額の100分の10に相当する額とすること。

なお、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの期間における教職調整額の割合を、次に定めるとおりとすること。

- (1) 令和8年1月1日から同年12月31日まで 100分の5
- (2) 令和9年1月1日から同年12月31日まで 100分の6
- (3) 令和10年1月1日から同年12月31日まで 100分の7
- (4) 令和11年1月1日から同年12月31日まで 100分の8
- (5) 令和12年1月1日から同年12月31日まで 100分の9

Ⅲ 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、Ⅱの1の(2)及び2については令和8年1月1日から、Ⅰの1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイ並びにⅡの1の(1)、(3)及び(4)については令和8年4月1日から実施すること。